議題１

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">総務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">企画振興部　広報・共創推進課、市町村課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">行政相談委員法に基づく行政相談委員の業務の有償化及び書士による業務支援について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4"><u>飯山市</u>、中野市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">現行の「無報酬」を前提とした行政相談委員制度は、現状のニーズや社会的適正にそぐわないことから、市町村が推薦する適任者の確保、行政相談の質の向上、行政相談無配置市町村の解消のほか、相談内容の系統だった蓄積及び活用等の業務支援のため、行政相談委員業務の認定を受けた司法書士及び行政書士が有償で行政相談に従事する体制整備及び報酬規定の改正を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">１. 行政相談委員の報酬体系の適正化
⑴ 専門性の確保：相談者の心情に寄り添う対応に加え、常に最新の法制度を習得する責務には、相応の報酬が不可欠である。
⑵ 導入案：業務の持続可能性を高めるため有償とすることとし、固定報酬と実績に応じた報酬（総務省に報告し、了解があったもののみ対象）を加算する報酬体系の導入を要望する。
２. 専門家（司法書士・行政書士）の活用と期待される効果
⑴ 専門能力の活用：行政相談員の業務の実施を希望する司法書士・行政書士のうち、業務の研修及び認定試験（新設のもの）に合格した者が、相談員業務に携わることができるとされる中で、司法書士・行政書士は、相談業務に必要なこれらの実務能力と法的素養を習得していることから、即戦力として質の高い相談対応が期待できる。
⑵ データ集積の効率化：業務の報告様式を定め、その様式に沿った報告を行うことで、データの集積が容易となり、全国的なデータベース構築及びその活用に寄与できる。
　報告は、行政機関まで相談をつなげたものとし、総務省で内容が適当というものに対して報酬を支払うものとすることで効率化が期待できる。
⑶ 相談機会の拡充：このような体制を整備することで、行政相談委員がいない市町村でも、住民が行政相談へアクセスできる環境が実現できる。</td></tr>
</table>

現況 及び 課題 等	法第８条第１項では行政相談委員は無報酬とされているが、複雑化する行政課題及び細分化個性化する相談内容への対応や継続的な学習、相談後のフォローなど多大な時間と労力を要する。 また、定年延長により担い手を探すことは困難な状況になりつつある。
関係 法令	行政相談委員法（昭和41年法律第99号）

議題２

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">国土交通省技術環境政策課</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">企画振興部　交通政策課
建設部　道路管理課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">自動運転サービスの本格的な社会実装に向けた財政支援及び環境整備について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5">塩尻市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">地域公共交通の維持確保及び持続可能な地域社会の実現に向け、レベル４無人自動運転移動サービスの社会実装を早期に達成するため、国に対して、制度・運用の見直し・簡素化、財政の支援・拡充、技術的支援及び開発促進を要望する。
また、県に対して、国への積極的な働きかけ、県独自の財政的・技術的支援の創設・拡充、インフラ側の環境整備を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">県内でもバス運転士不足等に起因する路線バスの減便や廃止が発生している。自動運転技術は、地域公共交通の維持確保のみならず、交通事故の削減やCO2削減など、多範な分野へ波及効果をもたらす次世代技術であり、その早期実用化が急務となっている。
全国の自治体でも社会実装に向けた取組が加速しているが、車両購入費、維持管理費、関連システム使用料等のコストは高額であり、これらを継続的に負担することが課題となっている。
また、レベル４認可取得後であっても、さらなる安全性・安定性の向上や「1対N型」遠隔監視の実現など、中長期的に取り組むべき課題は多く、事業費確保は自治体にとって大きな負担となる。厳しい経営基盤の地方交通事業者の持続安定的な運行を支え、レベル４無人自動運転移動サービスを地域に定着させるためには、国への働きかけと、自治体の継続的な取組を支える県の多角的な財政・技術的支援、道路インフラの環境整備が不可欠であることから、本提案を行うものである。</td></tr>
</table>

現況及び課題等	・初期・維持コスト負担 　自動運転の導入計画策定から実証実験、本格運用に至るまで、車両購入費や高度な運行管理システム使用料、委託費など、従来の公共交通維持費を上回る事業費が発生。社会実装後すぐに人件費削減等のメリット享受は困難であり、地方自治体の単独財源や現行の時限的な補助金だけでは、実証実験の継続を見送らざるを得ない構造的課題がある。 ・塩尻市における現況 　塩尻市では、持続可能な地域公共交通網を構築するため、先進的に自動運転技術を活用した実証実験および社会実装に向けた取組を推進してきたが、車両維持管理費やシステム改修に係るランニングコストは、今後の継続的な運行において財政的負担となっている。また、降雪や天候変化への対応といった地域固有の技術的課題、運行事業者との連携、市民の受容性醸成など、対応事項は多岐にわたり、先行地域としての汎用的な運用モデルを確立するためには、一自治体の枠を超えた広域自治体県による財政支援とバックアップが不可欠と考える。 ・自動運転走行の支障となる道路インフラの課題 　自動運転車両に搭載されたセンサーやカメラが正確に機能するためには、良好な道路環境の維持が前提となる。しかし現状の県道等においては、「街路樹や雑草の繁茂」による車両・センサーへの接触リスクや、「路面のわだち・凹凸」による車両挙動の乱れが生じている。これらは自動運転のみならず、あらゆる走行車両にとっても接触やスリップ等の事故リスクを高める共通の課題となっている。地域全体の交通安全を確保する観点からも、道路メンテナンス・環境整備の推進が必要と考える。
関係法令	

議題３

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">■　新　規　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td colspan="2">■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">法務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">県民文化部　人権・男女共同参画課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">人権擁護委員制度の抜本的な改善について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5">塩尻市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">人権擁護委員の活動負担の増大や担い手不足により、自治体による委員の候補者の確保が困難な状況となっている。今後、本制度が将来に渡って持続可能なものとなるよう、①年齢要件等の選任基準の見直し、②活動実態に見合った処遇改善（報酬制度の創設等）、③国・委員・自治体の役割分担の見直しなど、制度の抜本的な改善を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">人権擁護委員は、人権擁護委員法第６条の規定に基づき法務大臣から委嘱され、地域における人権擁護の要として重要な役割を担っている。しかしながら、無報酬という立場を維持したまま、複雑化・多様化する人権擁護活動への負担を強いる現行制度は限界に達している。
さらに、昨今の定年延長や地域の担い手不足を背景に、年齢等による選出要件が、人材確保の障壁となっている。また、国の事業であるにもかかわらず、その運営や責任の多くが実質的に委員や自治体に委ねられている現状を鑑み、制度そのものの見直しが急務である。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="5">・年齢要件（新規委員68歳以下、再任委員75歳未満）が通達により基準とされているが、当該基準を満たす人材選出が困難となっている。
・人権相談等における拘束時間の長さや会議等の頻度の多さから、１期（３年）で退任を余儀なくされる委員も多く、組織としてノウハウ継承を困難にしている。
・人権ニーズの多様化・高度化に伴い、委員の活動負担が増大しているが、法律に「無報酬」の原則が規定されているため、人材確保の観点から時代にそぐわない制度設計となっている。
・法務局における相談業務が複雑化する中、国による伴走支援の強化などなど、国の事業としての責務を果たしつつ、国・委員・自治体との役割分担を見直す必要性が生じている。
※令和８年５月２９日長野地方法務局松本支局へ要望書提出</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="5">人権擁護委員法</td></tr>
</table>

議題４

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">厚生労働省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">健康福祉部　医療政策課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>**件名**</td><td colspan="4">公立病院・公的病院における電子カルテの更改等に係る財政支援の拡充について</td></tr>
<tr><td>**提案市**</td><td colspan="4">飯山市</td></tr>
<tr><td>**提案要旨**</td><td colspan="4">国の「医療DXの推進に関する工程表」で医療機関における電子カルテ普及に関する政府目標が掲げられているが、医療DXに関係する費用については国等の補助制度はあるものの、システム自体の更改等は医療機関が費用負担しなければならない現状である。このことから公立病院・公的病院などの経営が厳しい医療機関にとっては、国が示す医療DXの基盤となる電子カルテそのものを維持していくための負担が重く、それによる経営悪化も懸念されることから、政府目標達成のためにも電子カルテ更改等に対する国による財政支援の拡充を要望する。</td></tr>
<tr><td>**提案理由**</td><td colspan="4">国（医療DX推進本部）は「医療DXの推進に関する工程表」の中で「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」との目標を示したが、そもそも従前の機能維持だけを目的とした更改であってもその費用は高額で財政基盤が弱い医療機関にとって大きな財政負担となっていることから、地元自治体に更なる財政支援を求めている。しかし、当市及び近隣自治体では毎年１億円を超える補助を行っており今以上の財政負担増は困難な状況にあることから、国による支援拡充を求めるものである。</td></tr>
<tr><td>**現況及び課題等**</td><td colspan="4">地元の中核病院側の資料によると今回の更改費用は約５億円（うち補助1,000万円）とされており、これ以外にもCTやMRI、人工透析装置などの高額な医療機器の更新時期も迎えている。地域中核病院の機能を維持していく上でこれらの整備は必要不可欠なものであるが、昨今の物価高騰の影響もあって市町村の支援だけでは十分とは言えない状況にある。
＜令和８年度（2026年度）公的病院への主な補助金 当市＋３村総額＞
・公的病院運営費補助金（救急告示・夜間休日）　4,987万円
・公的病院運営費補助金（不採算地区中核病院）　5,934万円
・地域中核病院医療機器整備支援補助金　　　　　1,000万円</td></tr>
<tr><td>**関係法令**</td><td colspan="4">医療法、高齢者の医療の確保に関する法律ほか</td></tr>
</table>

議題５

区分	■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　　　　　　　　　　　　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局課室	健康福祉部　疾病・感染症対策課
	□ その他	名　　称	

件名	**予防接種事務のデジタル化に向けた県・郡市医師会への説明について**
提案市	中野市
提案要旨	予防接種事務のデジタル化は、接種履歴の適正管理、住民利便性の向上及び自治体事務の効率化につながることが期待されている一方で、医療機関においては、システム改修や新たな運用への対応が必要となることから、制度内容への理解不足や現場負担への不安が生じることが懸念される状況にある。 予防接種事務は自治体と医療機関との連携により実施されるものであり、関係機関が制度内容や運用方針を十分共有した上で移行を進める必要があることから、現場の理解促進及び円滑な制度移行につなげるため、県・郡市医師会に対して、県が主体となって統一的かつ丁寧な説明を行うことを要望する。
提案理由	国において、予防接種事務の効率化及び住民サービス向上を目的として、接種記録の電子化や自治体システムとの連携など、予防接種デジタル化の取組が進められている。 こうした中、制度内容や運用方針について、県から県・郡市医師会への十分な説明がなされない場合、現場に混乱を生じさせる恐れがある。円滑な制度移行を図るためには、自治体だけでなく、県・郡市医師会との認識共有及び連携体制の構築が重要であることから、県による丁寧な説明対応を要望するものである。
現況及び課題等	現在、国において、マイナ保険証の推進やPMHを活用した医療・健診・予防接種情報の連携、自治体システム標準化・共通化が進められており、予防接種事務についてもデジタル化対応が求められている。
法令	

議題６

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
□ 社会環境
■ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>□ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">産業労働部　産業立地・IT振興課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">長野県産業投資応援助成金の適用期限の延長について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">上田市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">長野県産業投資応援助成金については、特に地域における企業誘致や雇用創出を継続的に推進する観点から、制度の継続性を確保し、計画的な投資判断を可能とする支援環境の整備が必要であり、企業の大規模設備投資・立地計画は検討から実施まで長期間を要することから、令和９年３月末までとする現行の適用期限の延長を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">本助成金は最大10億円と規模が大きく、製造業の工場や研究所の立地を促進する重要な制度であるが、企業の設備投資は用地選定、事業計画策定、社内意思決定に数年を要するケースが多い。現行制度は令和9年3月までと期限が設定されており、投資検討段階の企業にとっては制度活用の見通しが立てにくい状況にある。このため、制度終了の見込みが企業進出の判断を遅らせる要因となり得ることから、期限延長により投資を後押しする必要がある。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">長野県産業投資応援助成金は、県内における工場や研究所の新増設に対し、建物・設備費の最大21％（上限10億円）を助成する制度であり、企業誘致や産業基盤強化に大きく寄与している。一方で、対象となる事業は数億円規模の投資と一定数の雇用創出を伴うため、企業の検討期間が長期化する傾向にある。加えて、他自治体との企業誘致競争が激化する中、制度の継続性は立地先選定における重要な判断材料となるため、安定的な制度運用が求められている。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4">長野県産業投資応援助成金交付金要綱</td></tr>
</table>

議題７

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
□ 社会環境
■ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">農林水産省、経済産業省、財務省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">農政部　農業政策課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">中東情勢の緊迫化に伴う農業生産資材価格高騰対策の強化について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">塩尻市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">中東情勢の緊迫化に伴い、燃油や電力の価格をはじめ、肥料や農薬、飼料、マルチフィルムなどの農業生産資材の価格上昇が懸念され、農業経営への影響が全県的に拡大するおそれがある。農業者の経営安定と食料生産の維持を図るため、国及び県は、農業生産資材の価格高騰に対する支援措置の拡充や、施設園芸・畜産・水田農業等に対する機動的な負担軽減策の実施、更には市町村が独自に実施する緊急対策に対する十分な財政支援を講ずるよう要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">中東情勢の不安定化は原油価格の上昇や国際物流の停滞を通じて、肥料、飼料、燃油、農業用資材等の価格に広範な影響を及ぼしつつある。
県内では高冷地野菜や果樹、花き、施設園芸、畜産などの多様な農業が展開されているが、生産資材（その原料を含む。）の多くを輸入に頼る中で、その経営は国際情勢の変化による影響を受けやすい構造にある。
特に、施設園芸においては加温用燃油や電力料金の上昇が経営を直撃し、畜産においては飼料価格の高騰が収益性を大きく圧迫する状況にある。また、露地野菜や果樹等においても、肥料価格や資材価格、輸送経費の上昇が生産コスト全体を押し上げている。
こうした状況が継続すれば、農業者の経営悪化のみならず、生産意欲の減退に伴う生産規模の縮小や離農が加速化し、地域農業の維持や食料供給体制の安定に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
よって、国及び県においては、価格高騰の影響を迅速に緩和できる支援措置の拡充と、地域の実情に応じて市町村が機動的に実施する対応策に対する財政支援を講じられたい。</td></tr>
</table>

現況及び課題等	本市の現況、課題、対策について 　近年のぶどう栽培では、降雨による病害・裂果リスクの高まりや高温による日焼け・着色不良の増加など労力の負担が増えている一方、本市の特産品であるワインの醸造用ぶどうでは価格転嫁が進まず、農家の安定経営に不安が生じている。 　また、資材・機械価格の高騰が経営を圧迫していることから、市単独での補助金による支援を行っている。 　○R８年度当初予算 　　●堆肥散布経費補助金　2,000千円 　　　・堆肥散布経費補助 1,000円以内/ｔ、上限8万円 　　●農地地力向上対策事業補助金　1,682千円 　　　・緑肥種子購入費用補助 1/3以内 　　●果樹園整備促進事業補助金　16,276千円 　　　・ぶどう棚新設補助 2/3以内（新設)、1/2以内（更新） 　　　　その他の果樹棚新設補助 1/3以内（新設)、1/4以内（更新) 　　　　上限1,500千円（農家)、上限500千円（ワイナリー等) 　　　・雨よけ設備導入補助金 1/3以内（新設)、1/4以内（更新) 　　　　上限1,000千円（農家)、上限500千円（ワイナリー等) 　　●機械導入事業補助金　8,000千円 　　　・新規就農者機械導入補助　1/2以内、上限1,000千円 　　　・農業用機械導入補助　3/10以内、上限1,000千円
関係法令	

議題８

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
□ 社会環境
■ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">林野庁</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">林務部　森林づくり推進課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">森林整備に係る補助金の柔軟な利用区分の変更及び安定的な財源措置について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5">松本市、塩尻市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">森林の多面的機能の維持・増進を図るためには、主伐・植林・保育・間伐を適切にひとつも欠くことなく実施し、森林・林業を循環させる必要があることから、様々な森林整備に係る補助金について、国の安定的な財源措置を要望する。
更には、県における「信州の森林づくり事業補助金」についても、柔軟な利用区分の変更及び安定的な財源措置を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">森林整備を推進する「信州の森林づくり事業補助金」の令和８年度の補助金配分見込みは、人工造林・初期保育に係る経費は要望額の100％であるのに対し、間伐に係る経費は要望額の0%で見込まれている。
主伐・植林・保育・間伐をバランスよく実施することが、森林の循環には必要であり、災害に強い森林づくりの推進にも繋がることから、市町村の実情に合わせて交付金の利用区分の変更及び安定的な財源措置が必要である。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="5">【松本市】令和８年度信州の森林づくり事業補助金配分見込み
<table>
<tr><td>区　分</td><td>要望額(千円)</td><td>配分額(千円)</td><td>割合(%)</td></tr>
<tr><td>人工造林</td><td>2,391.2</td><td>2,391.2</td><td>100</td></tr>
<tr><td>初期保育</td><td>1,788.5</td><td>1,788.5</td><td>100</td></tr>
<tr><td>間伐等</td><td>6,788.6</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>
【塩尻市】令和８年度信州の森林づくり事業補助金配分見込み
<table>
<tr><td>区　分</td><td>要望額(千円)</td><td>配分額(千円)</td><td>割合(%)</td></tr>
<tr><td>人工造林</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>初期保育</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>間伐等</td><td>4,160.8</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>
森林経営計画（５か年計画）を策定し、補助金を活用して計画的に事業を実施してきたが、今後も安定的な補助が得られない場合、森林整備事業が滞る可能性がある。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="5">森林環境保全整備事業実施要領・実施要綱
信州の森林づくり事業補助金交付要綱、信州の森林づくり事業実施要領</td></tr>
</table>

議題９

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
■ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">警察本部生活安全部　生活安全企画課
県民文化部　くらし安全・消費生活課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">**持続可能な防犯灯の設置・維持に係る市町村への財政支援について**</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5">長野市、上田市、千曲市、中野市、大町市、飯山市、安曇野市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">防犯灯は、地域における犯罪抑止や住民の安全・安心を確保するために不可欠な社会インフラであるが、近年の物価高騰等により、市や地域のみで安定的に整備・更新を継続することが困難な状況にあることから、国に対して、防犯灯の新設・更新に要する設置工事費に対する財政支援制度の創設を要望する。
また、県では各市町村と連携し、持続可能な防犯灯の設置・維持管理に向け、国に対して必要な財政措置を求める働きかけを要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">・匿名・流動型犯罪グループによる凶悪事件や、長野駅前で発生した重大事件などを背景に、体感治安の悪化が懸念され、地域の安心感の向上の役割を果たす、防犯灯の存在が改めて重要視されている。
・防犯灯は、夜間における犯罪抑止や、通行の安全確保に資する基盤的施設あり、継続的かつ安定的な整備が不可欠である。
・防犯灯のLED化により電気料金はある程度抑制されているものの、新設・更新に伴う費用は、資材価格や人件費の高騰により年々増加傾向にあり、市及び地域の負担が増大している。
・防犯灯の管理形態は、市が維持管理の全てを行っている直営方式（５市）や自治会等による管理方式（14市）など、各市で運用方法は異なるが、いずれの方式においても費用負担には限界が生じつつある。

・市直営方式（５市）
飯田市、小諸市、佐久市、千曲市、安曇野市
・自治会等による管理方式（14市）
長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、伊那市
駒ヶ根市、飯山市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、東御市</td></tr>
</table>

現況及び課題等	〈現状〉 ・本市における防犯灯設置数は約３万6,000灯であり、今後数年の間にLED防犯灯の耐用限度年数（寿命）を迎えるため、大量の更新が必要となる。 ・各市の実情に応じた管理方式で運用を図っているが、自治会等による管理方式の場合、新設・更新の設置工事費として各市で１灯当たり約１万5,000円から３万円の補助金を交付している。 ・原料費高騰や人件費の高騰により、防犯灯の新設・更新に係る設置工事費は大幅に上昇しており、市及び地域の双方にとって大きな負担となっている。 〈課題〉 ・設置工事費の高騰により、防犯灯の新設・更新を従来どおり進めることが困難になってきている。 ・自治会等による管理方式の場合、少子高齢化や過疎化などの人口減少、都市化の進行による自治会等への加入数の低下などの理由による区費減少が著しく、財源の確保が難しくなってきている。 ・各市単独の財源や地域の自主財源のみでは、更新需要や新設要望に十分対応することができず、将来的に防犯灯設置事業からの撤退や放棄を余儀なくされる地域も出てくる可能性がある。 ・住民の安全・安心な暮らしを守るためにも、持続可能な防犯灯の設置・維持管理は必須であり、そのためにも国による財政支援制度の創設が必要。 ・18市の状況について聞き取り調査を実施した結果、共同提案とまでは至らない市においても、国からの財政支援を求める趣旨には賛同。
関係法令	

議題10

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
■ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">国土交通省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">環境部　水道・生活排水課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">長野市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">上下水道施設の老朽化対策と耐震化を着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、①上下水道施設の老朽化対策や耐震化に対する予算の必要額の確保及び交付要件の緩和、②専門的業務を担う技術職員の確保及び技術継承と人材育成への支援、③広域化・広域連携に向けた取組への支援の充実について、特段の支援を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">上下水道事業は重要なライフラインであり、将来にわたる安全・安定的なサービス確保が求められている。
しかし、人口減少による減収や物価高騰等により経営環境は厳しさを増している。特に山間部等、施設が点在する地方では効率化が難しく、独自の経営改善には限界があるうえ、国の補助金の配分が不十分なこと等から、老朽化対策や耐震化の計画的な推進が困難な状況にある。
さらに、技術職員の不足や技術継承のほか、広域連携の推進における市町村間の調整なども大きな課題となっている。
以上のことから、本市上下水道事業の持続可能な経営基盤を確立し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、本案を提出するもの</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">・全国では、年間２万件を超える漏水・破損事故が発生し、約2,600件（１日当たり約７件）の下水道起因道路陥没事故が発生している。
・防災・安全交付金（社会資本整備総合交付金）の内示状況（Ｒ８長野市）<table><tr><td>事業名</td><td>要望額</td><td>内示額</td><td>内示率</td></tr><tr><td>水道事業</td><td>155,610千円</td><td>33,500千円</td><td>21.5%</td></tr><tr><td>下水道事業</td><td>1,081,489千円</td><td>614,190千円</td><td>56.8%</td></tr></table>・全国の上下水道事業に携わる職員数は、ピーク時から４割前後減少</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

議題11

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">■ 新　規　　□ 再提案　　（　・　・　第　　回総会；　　　市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
■ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">国土交通省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">建設部　道路管理課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>**件名**</td><td colspan="5">**跨道橋の撤去・集約に係る財政支援の拡充について**</td></tr>
<tr><td>**提案市**</td><td colspan="5">塩尻市</td></tr>
<tr><td>**提案要旨**</td><td colspan="5">高速道路に架かる跨道橋については、高速道路の通行止めなどのリスクを避けるため、計画的に撤去・集約を進める必要があるなかで、撤去費用が地方自治体の財政を圧迫していることから、国の財政支援の拡充を要望する。</td></tr>
<tr><td>**提案理由**</td><td colspan="5">高速道路は第1次緊急輸送道路に指定され、災害時にも物資の輸送など国民の生活に必要不可欠な道路である。各自治体が管理する跨道橋（こどうきょう）が原因となり、高速道路の通行止めなどのリスクを避けるため、計画的に跨道橋の撤去・集約を進める必要がある。</td></tr>
<tr><td>**現況及び課題等**</td><td colspan="5">県内には高速道路を跨ぐ跨道橋が約170橋あり、そのうち塩尻市が管理する跨道橋は20橋ある。土地利用や時代の変化とともに利用頻度が低くなっている跨道橋もあるため、計画的に撤去・集約を進めて行きたい。跨道橋の撤去については、現在も全体事業費に対し国庫補助37％、高速道路会社33％の支援策はあるものの、1橋あたりの平均撤去費が約6億円と莫大であるため、計画的な撤去・集約の足かせとなっている。</td></tr>
<tr><td>**法令**</td><td colspan="5">道路メンテナンス事業補助</td></tr>
</table>

議題12

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">□ 新　規　　■ 再提案　　（R7・4・17　第156回総会；東御市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">総務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">企画振興部　地域振興課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>**件名**</td><td colspan="5">**地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対する財政措置の対象期間の拡大について**</td></tr>
<tr><td>**提案市**</td><td colspan="5">東御市</td></tr>
<tr><td>**提案要旨**</td><td colspan="5">「地域おこし協力隊」の活用推進に向けた財政措置において、対象から除かれている育児等に係る活動中断期間の経費も特別交付税措置を講じられるよう財政措置の拡充を要望する。</td></tr>
<tr><td>**提案理由**</td><td colspan="5">地域おこし協力隊の勤務地での出産・育児は地域との信頼関係構築や定住促進に寄与する重要な機会であり、活動中断期間中の経費支援は、復帰後の活動継続を支えるために必要な支援と考える。活動中断期間中の経費も特別交付税措置の対象とされるよう、拡充を要望するものである。</td></tr>
<tr><td>**現況及び課題等**</td><td colspan="5">本市において産前産後休業・育児休業の取得者がおり、当該期間中の経費を一般財源で負担している。
自治体が妊娠・出産・育児を理由に地域おこし協力隊の採用を消極的になる傾向があるとすれば、多様な人材の確保を妨げ、定住・定着の促進や地域活性化の観点からも課題である。</td></tr>
<tr><td>**関係法令**</td><td colspan="5">地域おこし協力隊推進要綱</td></tr>
</table>

議題13

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">□ 新　規　　■ 再提案　　（R7・8・28　第157回総会；上田市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">総務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">企画振興部　市町村課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">公共施設等適正管理推進事業債の期間の延長及び財政措置の拡充について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5"><u>上田市</u>、千曲市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">公共施設等の適正管理を進めていくうえで重要な財源である公共施設等適正管理推進事業債について、公共施設等の統廃合、廃止及び長寿命化への取組みを円滑に進められるよう事業期間を延長するとともに、財政措置の拡充を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">現在、多くの自治体においては、公共施設の老朽化の進行や、市町村合併に伴う施設配置の偏在等の課題に直面しており、これらに対応するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の統廃合や長寿命化などの取組が進められているところである。
しかしながら、公共施設等の適正管理の実効性を一層高め、将来世代にわたり安心・安全な公共施設を継承していくためには、中長期的な視点に立った、安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。よって、公共施設等適正管理推進事業債については、令和８年度までとされている現行の事業期間の延長を図るとともに、対象となる施設や事業の範囲の拡充など、より一層の財政措置の充実を求めるものである。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="5">【上田市】
平成27年度に「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、長期的な計画のもと本事業債を活用しながら施設の再編・統廃合を進めている。一方で、これらの取組を円滑に推進するためには、地域住民や施設利用者の理解と合意形成が不可欠であり、確実な財源の見通しを確保した上で、十分な時間をかけた丁寧な説明と庁が求められる。
さらに再編や長寿命化には多額の財政負担を伴う中、人口減少による税収の伸びが見込めず、厳しい財政運営を強いられている。特に本市では、統合クリーンセンター整備に伴う投資増に加え、物価高騰の影響による経費増大も懸念されている。</td></tr>
</table>

	【千曲市】 平成27年度に令和26年度までの30年間を計画期間とする「公共施設等総合管理計画」を策定し、本事業債を活用しながら施設等の再編（統廃合）を進めているが、地域住民や施設利用者の理解を得るには、確実な財源を確保したうえで、今後も多くの時間と丁寧な説明が必要である。 なお、令和８年４月１日付け、総務省事務連絡により本事業債の対象事業が「集約化等に伴い公共施設又は公営住宅等の除却を行うもの」にまで拡充されたところではあるが、引き続き施設等の再編（統廃合）には多くの時間と多大な費用が必要である。
関係法令	地方財政法、地方財政法施行令

議題 14

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">☐ 新　規　　■ 再提案　　（R8・4・22　第 158 回総会；佐久市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
☐ その他（　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
☐ 社会環境
☐ 経済
☐ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">人事院、総務省</td></tr>
<tr><td>☐ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">企画振興部　市町村課、総務部　人事課</td></tr>
<tr><td>☐ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">寒冷地手当の支給地域見直しについて</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">長野市、中野市、岡谷市、駒ヶ根市、佐久市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">地方公務員の寒冷地手当の支給については、国家公務員に準拠すべきとされている。しかしながら、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による支給地域選定の基となった気象庁データは、公表時の留意事項として記載されているとおり、推定値であるが故に実態にそぐわない部分が顕在化している。このため、当該データの使用を見直すとともに、当該手当が寒冷地における生活費増嵩の補てん的性格を有するものであることに鑑み、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">寒冷地手当は、寒冷積雪地域における冬期間の暖房用燃料費等の補助として支給される職員の生活関連手当である。
国家公務員の寒冷地手当に関する法律に基づく手当の支給地域は、気象庁公表データ（メッシュ平年値 2020）に基づく基準①（平均気温 0.0℃以下かつ最深積雪 15 cm以上）又は基準②（最深積雪 80 cm以上）のいずれかを満たさなければならず、また、市町村役場・役所本庁舎所在地のメッシュデータを用いて選定されている。
しかしながら、メッシュデータ自体が推定値であるが故に実態にそぐわない部分があるとともに、この積雪と気温の両基準を満たすことを求める一律的な基準は、「寒冷地」としての定義付けの不備と言える。さらに、市役所又は町村役場本庁舎所在地の限られた地点の推定値のみで全市域の判断を行うという、地域の実態にそぐわない運用がなされている。
雪が少なくても低温による暖房費の増嵩は避けられない実態があるにもかかわらず、その負担が考慮されず、また、全市域の実態によらないこの定義付けは、手当支給の公平性を欠き、根本的な見直しが必要である。
また、同法律に基づく「級地」の考え方は、普通交付税の基準財政需要額の算定においても用いられているため、職員個人の寒冷地手当のみならず、市町村としての普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。</td></tr>
</table>

	手当支給の公平性の観点から、支給地域の選定における気象庁公表のメッシュデータ使用の見直しと、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを求めるもの。
現況及び課題等	総務省は、国と同様の措置を講じるよう各地方公共団体に通知したが、豪雪地帯の中野市は、地域の大半が最深積雪0cmと推定され、長野市は市役所庁舎所在地の平均気温が支給条件よりも摂氏0.1℃高い推定で市全域が非支給とされた一方、近接する県庁所在地は支給官署とされるなど、不合理性が顕在化している。 また、岡谷市は、市役所本庁舎所在地の最深積雪が支給条件よりも１cm少ないとの推定で、諏訪広域圏内の市町村で唯一、市全域が非支給地域とされ、佐久市は寒冷地手当の地域区分が３級地である北海道内の市町と同程度の平均気温でありながら、最深積雪が支給条件に満たないとの推定で非支給地域とされた。 単一地点のわずかな差で全市域を非支給とし、また積雪・寒冷どちらか一方の実態が顕著な地域においても、暖房用燃料費等の負担増があるという実態にそぐわない運用方法は、地方自治体の人材確保や人事管理にも影響が及びうるものであり、また、実際に普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。 こうした状況を踏まえ、寒冷地の再定義付けが必要である。
関係法令	国家公務員の寒冷地手当に関する法律

議題15

区分	□ 新　規　　■ 再提案　　(R8・4・22　第158回総会；上田市ほか)				
種類	□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　　　　　　　　　　　　　）			分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国土交通省		
	□ 県	担当部局課室	企画振興部交通政策局　交通政策課		
	□ その他	名　　称			

件名	**経営分離された並行在来線に係る新たな支援制度の創設等について**
提案市	長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市
提案要旨	ＪＲから経営分離された並行在来線について、運営する鉄道事業者が引き受けた過大設備のスリム化に要する経費の支援制度を創設するとともに、急速に老朽化が進む鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を要望する。
提案理由	並行在来線はかつてのＪＲの幹線であり、これらを含むＪＲの広域的な鉄道ネットワークは、経営分離された並行在来線の運営を行う鉄道事業者の営業努力、利用促進の取組みのみに頼ることなく、国鉄改革の経緯に鑑み、その実施者である国の責任において、適切に堅持されるべきものである。
現況及び課題等	しなの鉄道は、北陸新幹線の開業に伴いＪＲから経営分離された全国初の並行在来線である。沿線自治体にとっては、経営分離以前と同様、日常生活に欠かすことのできない社会インフラであるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点からも国民経済全体を支える重要な役割を果たしている。 開業から27年が経過し、度重なる災害や沿線人口の減少などを要因とする厳しい経営状況に加えて、施設の老朽化により令和５年６月に発生した脱線事故の再発防止策なども必要となっている。これまで以上に安全性の向上に取り組みながら、地域鉄道の役割を果たしていくためには、相応の財源を確保する必要がある。
関係法令	

議題16

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　　(R8・4・22　第158回総会；上田市ほか)</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>□ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">企画振興部交通政策局　交通政策課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">上田市、小諸市、中野市、東御市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">地域公共交通の社会インフラとしての重要性が見直されつつある中、地方鉄道の安全性の維持・確保は多額の費用を必要とするため、地域鉄道安全性向上事業費補助金における県補助の拡充を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">鉄道の継続的な運行を維持していくためには、特に安全面での施設整備に多額の経費が必要であり、鉄道事業者は当該補助金を活用し、計画的な安全対策事業を実施している。しかしながら、物価高騰やコロナ禍に伴う行動変容等により利用客が回復しない中、事業者は自己負担分捻出が困難な状況であるとともに、沿線市町村においても補助金の財源確保に苦慮していることから、県補助率の拡充等を求めるものである。
一例を挙げると、県補助率を１/６から１/３へ嵩上げすることにより、事業者負担を１/３から１/６に軽減できると考えられる。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">しなの鉄道は、広域的な移動を担う公共交通機関であり、通勤・通学のみならず観光客にとっても重要な移動手段である。開業から25年以上経過し、施設の老朽化が進行しており、これまで自己負担を捻出できる範囲で修繕を行ってきたが、令和５年には木製マクラギの老朽化が原因で３日間の運休により約23,000人に影響を及ぼす脱線事故が発生した。
しなの鉄道は事故を受け、７年度以降の緊急安全対策を講じるとし、大幅に増額した修繕費に対し、県及び沿線市町へ支援を求めている。
県及び沿線市町は、これまでも大規模修繕工事等を支援し、安全性を確保するとともに、事業者の負担軽減を図ってきたところである。９年度までの車両更新に加え、老朽化した駅エレベーター更新に対する新たな支援を求めている状況であり、沿線市町では今以上の支援に対する財源確保は大きな課題となっている。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4">地域鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱</td></tr>
</table>

議題17

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">☐ 新　規　　■ 再提案　　（R8・4・22　第158回総会；上田市ほか）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
☐ その他（　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
☐ 社会環境
☐ 経済
☐ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>☐ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">企画振興部交通政策局　交通政策課</td></tr>
<tr><td>☐ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4"><u>上田市</u>、岡谷市、諏訪市、中野市、茅野市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">将来にわたり地域間幹線バス路線を確保維持するため、市内バス事業者からの要望を踏まえ、地域間幹線系統確保維持費補助金における県補助金の拡充を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">長野県地域公共交通計画においては、長野県の役割として「鉄道・バスの幹線は、県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る」としており、地域間幹線バス路線をはじめとするバス路線を維持・確保するため、積極的な支援を期待するところである。
県では、現在の市町村界を跨ぐバス路線を対象に支援を拡大するよう検討中であるが、県内でも路線バスの廃止を表明する事業者も出てきており、広域的な移動路線の確保維持のため、現在の市町村跨ぎの要件を見直し、県補助額の拡充を求めるものである。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">路線バスは通勤通学に必要であるが、赤字運行の常態化に加え、2024年問題による運転手不足に拍車がかかり、併せてコロナ禍による行動変容などにより内部補助が限界を迎えるなど、路線バス事業からの完全撤退の危機が生じている。
地域間幹線バス路線は、特に高校生をはじめとする通勤通学の移動手段として重要な役割を果たしており、国・県の支援はバス路線を確保維持していくためには必要不可欠な支援となっている。
当市では、昨年9月に、大臣認定である上田市・青木村地域公共交通利便増進事業計画を策定し、利便増進事業として、幹線系統を含む赤字路線への公的支援拡充により路線バスの確保維持を図るとともに、ルート再編、パターンダイヤ化の導入、20時台の運行復活など利用者の利便性向上を図っている。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4">地域間幹線バス路線確保維持費補助金交付要綱</td></tr>
</table>

議題18

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">☐ 新　規　　■ 再提案　　（R7.8.28 第157回総会；飯田市、須坂市、塩尻市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
☐ 社会環境
☐ 経済
☐ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">文部科学省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">教育委員会事務局　保健厚生課</td></tr>
<tr><td>☐ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">学校給食費の抜本的な負担軽減に伴う財政支援について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">伊那市、飯山市、塩尻市、千曲市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">国が令和８年度から開始した小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減では、支援基準額が全国一律で月額5,200円と設定されたところであるが、物価高騰により賄い材料費は今後も増加が見込まれることから、国に対して毎年の支援基準額の見直しと地域実情に応じた制度設計を要望する。
また、アレルギーや宗教、不登校等の理由により学校給食が喫食できない非喫食者である児童への支援についても、不公平が生じないための支援方法や基準等を国が明確に制度化することを要望する。
加えて、小学校段階のみの支援では義務教育間で不公平が生じるため、中学校への制度拡大の早期実施を要望する。
更に、県においては、県内の全ての市町村が支援基準額を上回っている中で、市町村によって無償化するか又は保護者負担を求めるかの対応が分かれ、住民の不公平感のほか、公費負担の増加が地産地消や食育の妨げになることを危惧されていることから、地産地消や食育を推奨する長野県として、地域の実情に配慮した追加の財政支援を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">１　物価高騰を踏まえた恒久的な財政支援の実施
物価高騰により学校給食の食材費が増加している現状を踏まえ、国が実施する給食費負担軽減交付金について、令和８年度以降も継続的かつ恒久的に支援を行うこと。また、基準額を超える食材費への追加支援を拡充し、自治体の財政負担を軽減する必要がある。
２　国の支援基準額の見直しと地域実情に応じた制度設計
全国一律の支援基準額（月5,200円）が実態と乖離しているため、物価水準、地域の食材調達環境、給食内容の実情等を踏まえた 地域別の基準額設定や柔軟な制度運用を国に求める。
３　非喫食者への支援方法の国による統一基準の策定
アレルギー・宗教・不登校等により給食を喫食できない児童への支援について、自治体判断に委ねられている現状では不公平が生じる可能性がある。そのため、国の責任において支援方法・対象範囲・算定基準を明確に制度化し、全国統一の基準を示す必要がある。</td></tr>
</table>

	４　中学校段階への制度拡大に伴う支援の早期実施 　小学校段階のみの支援では義務教育間で不公平が生じるため、中学校への制度拡大の早期実施と、拡大時には、県独自の財政支援制度の構築が必要である。 ５　自治体間格差の是正に向けた県の財政支援 　長野県内では全市町村が国の基準額を上回る給食費となっており、無償化の有無など自治体間で対応が分かれている。この差異が住民の不公平感や自治体の公費負担増につながらないよう、県として基準額超過分への財政支援制度を創設・拡充する必要がある。
現況及び課題等	令和８年４月１日付け信濃毎日新聞社の報道によれば、令和８年度４月時点の長野県内市町村の小学校給食費月額換算は5,220円～8,640円と全市町村が国の支援基準額を上回っており、支援基準額超過分への対応は自治体間でわかれている。物価高騰により経済的不安を抱える保護者が多くなっている現状を見過ごすことなく、自治体間格差を是正し、どこでも栄養価の高い給食を平等に提供するには、県による財政支援が不可欠と考える。 　長野県下の状況では、67市町村が無償化、10市町村が保護者負担を求めるなど、自治体間で対応が分かれている。国の支援基準額超過分に対する自治体間の対応の差異に基づく住民の不公平感や、無償化を実施した市町村の公費負担増加等が、児童生徒の心身の健全な発達及び地産地消や食育の推進など工夫を凝らして給食を提供してきた各市町村の取り組みを妨げないような国の制度設計が必要であるとともに、地域の実情に配慮した県による追加の財政支援も必要である。 【伊那市】 　現時点では非喫食者に対する支援は行っていないが、アレルギー代替で弁当を持参している児童や不登校のため自宅で昼食をとっている児童の保護者への負担について、何らかの支援を検討する必要があると感じている。非喫食に至っている原因やその状況は多岐にわたり、不公平のない線引き自体が難しく、保護者とのトラブルを招く恐れもある。 　また、仮に金銭支給による支援を行うとした場合、学校を休めば金銭が支給されるといった誤解が生じる懸念もあり、市町村単独での制度設計に踏み切りにくい現状がある。 【飯山市】 　当市では、保護者の負担軽減を目的に、令和５年度から小中学生の給食費の補助を行い段階的に引き上げてきた。（R5：４割、R6：５割、R7：７割、R8：９割） 　今年度の給食費年額は小学校70,000円、中学校84,000円であり、小学校においては、国の支援基準額（57,200円）の超過分を保護者と市が負担し、中学校においては、１割を保護者、９割を市が負担している。 　地元食材の積極的な使用による給食提供は、身体の発達、心の成長の

	ためには、必要な費用であると考え、また、国が、小中学校ともに実際の給食費を全額負担することが必要と考える。 【塩尻市】 　令和８年度の小学校給食費は、月額換算6,660円であり、国の支援基準額（月額5,200円）の超過分1,460円を公費負担とすることで無償化を実施している。更に、物価高騰も考えられることから、更なる公費負担が想定され、地元食材の積極的な使用による食を通じた子どもたちの身体の発達、心の成長、良好な生活習慣の定着といった本市の自校給食による取り組みは、抑制せざるを得ない状況となっている。 【千曲市】 　学校給食費は、令和８年度基準額5,200円に対し、小学校低学年6,700円、小学校高学年7,000円となっており、物価高騰が賄材料費に大きく影響している。そのため、子ども達の心身の健全な発達のために必要な給食の質と栄養価を維持できるよう、令和４年度以降、地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援）を活用し、賄材料費を公費で負担しているが、市単独事業として実施することは困難であり課題となっている。 　また、中学校についても、令和２年度以降保護者負担は据え置き、令和４年度以降は地方創生交付金を活用して、賄材料費の一部を公費で負担しているが、同様に市単独では実施することが困難である。
関係法令	学校給食法

議題19

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　　（R8・4・22　第158回総会；松本市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">スポーツ庁地域スポーツ課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設整備</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">教育委員会　保健厚生課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">中学校部活動の地域展開における夜間照明施設整備の負担軽減について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">松本市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">中学校部活動の地域展開を進めていくに当たり、地域クラブの活動場所の確保が重要な課題の一つとして挙げられている。今後、地域クラブ活動の場所の確保・整備を積極的に推進していくためには、学校グラウンドの夜間活用が有効な手段となることから、夜間照明の整備に対する財源措置を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">現在、学校のグラウンド照明設備は学校施設環境改善交付金の対象外となっており、部活動地域展開にかかる補助金においても対象外となっている。
市単独の財源では、このような整備を進めることは、財政的に非常に厳しい状況にある。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">一般のスポーツ施設は多年代の市民利用により空きがなく、地域クラブの活動場所として安定的に確保することが難しい。そのため、主な活動場所は学校施設が想定され、また、指導者確保の点からも活動時間帯は夜間が主となることから、夜間照明の整備は必須である。
なお、部活動の地域展開が進むことにより、学校のグラウンド照明設備は地域のスポーツ活動で使用することが主となり、社会体育施設としての性格を持つことから、学校施設整備という視点だけでなく、スポーツ施設整備としての視点も必要と考えられる。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="4">スポーツ基本法第12条</td></tr>
</table>

議題20

区分	□ 新　規　　■ 再提案　　（R8.4.22　第158回総会；塩尻市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　　　　　　　　　　　　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設

要望先		
□ 国	担当省庁	
■ 県	担当部局課室	健康福祉部　健康福祉政策課
□ その他	名　　称	

件名	**福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について**
提案市	<u>塩尻市</u>、安曇野市
提案要旨	福祉医療費給付事業の乳幼児等における県の補助対象範囲について、①高校３年生までの通院及び入院医療費への拡大のほか、②子どもの医療費の自己負担額全額を対象とすることを要望する。
提案理由	① 県では、乳幼児等について令和６年４月診療分から補助対象を入院・通院とも中学３年生（学齢）まで拡大したところであるが、県内の全自治体においては、子育て世帯への経済的負担の軽減や子どもたちの健康増進、健全な発育発達へとつなげるため、一律に高校３年生まで単独で費用負担し、事業を実施している。 ② 子どもの医療費については、国民健康保険の国庫負担金減額措置が無くなったこともあり、窓口負担の無料化を実施する県内市町村が増加しており、令和８年４月時点で、県内７７市町村中５２市町村において、高校３年生までの１レセプトあたり５００円等の自己負担が廃止されている。 このような県内市町村の動向を勘案し、福祉医療費の安定した事業を継続的に実施していけるよう補助対象の拡大を要望する。
現況及び課題等	【塩尻市】 ○子どもの医療費（0歳～18歳）　　　単位：千円

年度	延受給者	支給額	県補助金	市負担額
令和5年度	116,113人	230,652	65,409	165,243
令和6年度	116,109人	225,907	92,222	133,685
令和7年度 （決算見込み）	123,342人	280,408	94,261	186,147

	【安曇野市】 〇子どもの医療費（０歳～１８歳）　　　　　単位：千円 （下表参照） ※令和７年度は、４月から窓口無料化を実施していることもあり、支給額（実績）で約111,245千円の前年比増となっている。
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱

【安曇野市】

〇子どもの医療費（０歳～１８歳）　　　　　単位：千円

年度	延受給者	支給額	県補助金	市負担額
令和５年度	164,865 人	319,389	89,808	229,581
令和６年度	165,979 人	311,395	120,437	190,958
令和７年度	189,173 人	422,640	174,931	247,709

※令和７年度は、４月から窓口無料化を実施していることもあり、支給額（実績）で約111,245千円の前年比増となっている。

関係法令

福祉医療費給付事業補助金交付要綱

議題21

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">□ 新　規　　■ 再提案　　（R8・4・22 第158回総会；松本市、上田市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">厚生労働省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">健康福祉部　地域福祉課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

件名	**生活保護制度における基準生活費の夏季加算の導入について**
提案市	松本市、上田市、安曇野市
提案要旨	生活保護制度における基準生活費に対し、夏季の高温化や電気料金の負担増に対応し、受給者の最低限度の生活を保障するとともに、熱中症等の健康被害を防止するため、冬季加算と同様に夏季加算を導入することを要望する。
提案理由	近年の地球温暖化の影響により、夏季の気温は高い水準で推移しており、熱中症リスクは一層高まっている。特に、生活保護受給者には高齢者や基礎疾患を有する者など、健康面で不安を抱える者が多く、暑熱による健康被害を受けやすい状況にある。 また、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化、円安等を背景にエネルギー価格は不安定な状況が続いており、電気料金の負担増が生活保護受給世帯の家計を圧迫している。電気代を理由にエアコンの使用を控えることは、熱中症等の健康被害のリスクをさらに上昇させてしまう。 生活保護受給者の最低限度の生活を保障し、夏季の高温による健康被害を未然に防ぐため、冬季加算と同様に、冷房使用に係る費用負担を考慮した夏季加算の導入が必要である。
現況及び課題等	【松本市】 松本市では、令和７年の猛暑日は１８日と、昨年より６日増加した。また、７年に熱中症を主病名として受診・入院した生活保護受給者は１４名と、昨年より９名増加している状況である。この状況を鑑み、令和８年度から県と市が連携してエアコン設置促進事業を実施しているところであるが、生活保護世帯のエアコンの設置率は６４％となっている。依然として電気料金が高騰していることから、利用料金の支払いを抑えるため、熱中症予防に有効なエアコン等の使用を控える世帯が多い状況となっている。 【上田市】 令和8年度においても、夏季の平均気温は高止まりすることが見込まれ、生活保護受給世帯における熱中症等の健康リスクは一層高まることが懸念される。また、物価高騰や電気料金の負担増により、電気代の支

	払いに困難を抱える世帯が継続して発生することが想定される。エアコン設置世帯においても、電気代を理由に使用を控える実態があり、未設置世帯を含め、夏季の暑熱対策は十分とはいえない状況である。生活保護受給世帯の健康維持と生活の安定を図るため、夏季加算の導入による支援が必要である。 【安曇野市】 安曇野市では、令和７年の猛暑日は２１日と昨年より１２日間増加した。さらに近年の物価高騰の煽りを受け、電気代等の支払いが大変であるとの相談を受ける機会が急増している。特に夏季期間中は、エアコン利用による電気代の支払いが増えたとの声があった。 県の住民税非課税世帯エアコン設置促進事業の実施により、エアコンを設置する生活保護世帯の増加が見込まれるが、電気料金が高騰し利用料金の支払いが困難なため、熱中症に有効なエアコン等を使用しない世帯が多くなることが懸念される。
関係法令	生活保護法

議題22

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　　(R7・8・28　第157回総会；長野市・塩尻市)</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">厚生労働省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">健康福祉部　地域福祉課</td></tr>
<tr><td>■ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2">全国民生委員児童委員連合会</td></tr>
</table>

件名	**民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について**
提案市	塩尻市
提案要旨	民生委員・児童委員は、担い手不足が深刻であり、令和７年12月の一斉改選においても、各地域での選出に困難を極めた状況であることから、負担軽減に繋がる制度の見直し及び報酬（活動費）に対する財政支援のほか、担い手確保に向けた選出方法、委員が活動しやすい環境整備等の具体的な指針の提示を要望する。 また、民生委員・児童委員の事務局、候補者推薦の窓口となっている地域の最前線である市町村の声を聴取し、現場の意見を反映した上で、必要な措置を講じることを強く要望する。
提案理由	・1期3年の任期、また改選時期（12月）が委員推薦母体である地域自治組織等から推薦における障害になっているとの声が多い。任期を短縮することや、改選時期を4月とすること等の意見が多くある。 ・定年の延長や生活スタイルの変化などの要因により委員のなり手不足が深刻な状況になっている。 ・無償となっている報酬（活動費）でどこまでの役割を民生委員・児童委員及び主任児童委員に与えるのか、民生委員・児童委員制度の抜本的な見直しをお願いしたい。
現況及び課題等	本市の状況【R8.6.18時点】※全国は令和7年12月1日改選時点 ・定数　160人（民生・児童委員　146人、主任児童委員　14人） ・充足率　98.8％（全国　91.7％）・再任率　47.5％（全国　68.7％） ・委員の年齢等　最高齢　82歳　平均年齢68歳　R8.4.1現在 ・報酬（市福祉委員として支出　全額市負担） 年額108,000円（協議会会長、地区会長は別に加算あり） R6年度から年28,000円増額
関係法令	民生委員法、児童委員法

議題23

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">☐ 新　規　　■ 再提案　　(R8・4・22　第158回総会；上田市)</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
■ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
☐ その他（　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>☐ 総務文教
■ 社会環境
☐ 経済
☐ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">厚生労働省</td></tr>
<tr><td>☐ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">健康福祉部　介護支援課、障がい者支援課</td></tr>
<tr><td>☐ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5">上田市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">加齢性難聴者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことによって健康寿命の延伸を図るため、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">加齢性難聴は、他者とのコミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、社会活動への参加を阻害する要因となっている。また、うつ病や認知症の発症リスクを上昇させることが指摘されており、予防及び早期治療の観点からも補聴器の利用が推奨されている。
しかしながら、補聴器は高額であること、また、個人に合わせた適切な調整が必要であるなど購入後の体制整備も重要と考えるため、加齢性難聴については、高齢者全般の課題として国が明確な基準を定め、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を含めた、積極的な対策を講じることが必要と考える。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="5">加齢性難聴の補聴器購入に対する補助制度は、県内では諏訪市・伊那市・駒ヶ根市・大町市・飯山市などで実施されているが、令和７年度から長野市・岡谷市・飯田市・塩尻市・安曇野市が新たに補助制度を開始し、松本市・茅野市も令和８年度から実施予定であると聞いている。
しかしながら、高齢者に現れる症状は年齢とともに発症するものであることに鑑みると、市町村が個々に補助制度を実施するのではなく、国において一律の基準で公平性のある補助制度を構築する必要がある。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

議題24

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　　（R8.4.22第158回総会；須坂市・中野市・佐久市・長野市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">こども家庭庁、厚生労働省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">健康福祉部　障がい者支援課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="4">行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="4">長野市、須坂市、中野市、飯山市、佐久市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="4">徴収困難となった自立支援給付費等について、市町村にのみ財政負担を強いる現在の制度を見直し、やむを得ない事情があると認める場合には、国庫及び県費負担金の返還を求めないなど、市町村の負担を軽減する仕組みを早急に構築するよう強く要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="4">現在の制度では事業者が不正を行った場合、都道府県、政令指定都市又は中核市が行政処分等を行い、市町村はその処分等に伴う自立支援給費等に係る返還金の徴収、国庫・県費負担金の返還を行うこととなる。
他方、生活保護制度では、何らかの理由で過支給となった返還金等を債務者に対し適切な債権管理をしたが、結果的に不納欠損となった場合、その分について国庫負担金(国費3/4)を請求することができる。
当該事業は事業者が資力に乏しく、返還金の徴収が困難となった場合においても、自立支援給付費等の支給について瑕疵がないにも関わらず、市町村は国及び県に負担金を返還せざるを得ない制度となっており、早期の見直しを求めるものである。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="4">【須坂市・長野市・中野市・飯山市】
不正の手段により指定を受けていた須坂市内の指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）を運営する事業者に対し、2023年12月、県がその指定を取消す行政処分を行った。これに伴い、須坂市、長野市、中野市及び飯山市が事業者に対し支払った障害児通所給付費に100分の40を乗じて得た金額を加えた金額の返還を求めている。
しかし、当該事業者は長野市内で運営していた３箇所の事業所についても既に事業を廃止しているため、徴収が困難と思われる。
なお、この件については県及び本市を含む県内８市町村の連名で、2024年２月７日こども家庭庁支援局障害児支援課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長宛てに要望書、内閣府に「令和７年度地方分権改革に関する提案」を同様の事例がある山形県と共同で提出した。提案等に関する対応方針が2025年12月23日に閣議決定され、全国的な実態調査を実施した上で、関係府省庁との協議や他の国庫補助金の状況を踏まえて対応を検討し、必要な措置を講じることとされてい</td></tr>
</table>

る。（実態調査は、2026年２月16日付で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び内閣府地方分権改革推進室により実施）

また、2026年５月20日には、全国市長会より厚生労働省に対し「障害福祉サービス事業者の自立支援給付費等不正受給に係る国庫負担金等の返還に関する意見」を提出した。この意見書では、障害福祉サービス事業者の不正受給が発覚した場合に、市町村が徴収努力を尽くしてもなお返還が困難であるときは、国庫負担金等の返還義務を免除するなど、制度の抜本的な見直しを早急に行うべきであると強く提言している。

【佐久市】

自立支援給付費の返還請求事案は、本市においても発生しており、返還額や事業者の状況によっては徴収が困難となる恐れがあり、国及び県への返還金を市が負担しなければならない事態も起こり得る。

	障害児通所給付費 （A）	加算金（40%） （B）	返還請求金額 （A+B）
須　坂　市	48,194,979円	19,277,991円	67,472,970円
長　野　市	12,365,306円	4,946,122円	17,311,428円
中　野　市	1,672,482円	668,992円	2,341,474円
飯　山　市	806,100円	322,440円	1,128,540円

関係法令

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
・児童福祉法
・障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱
・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

議題25

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="4">□ 新　規　　■ 再提案　　(R8・4・22 第158回総会；長野市ほか８市)</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">□ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>□ 総務文教
■ 社会環境
□ 経済
□ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="2">環境省、財務省</td></tr>
<tr><td>■ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="2">環境部　資源循環推進課</td></tr>
<tr><td>□ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

件名	**国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について**
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、大町市、茅野市、 佐久市、安曇野市
提案要旨	循環型社会形成推進交付金について、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう要望する。 また、整備に関する用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費及び解体撤去工事費、し尿処理施設の移転更新における旧施設の解体撤去工事費、さらに、整備の促進に必要な新たなまちづくりの推進や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを要望する。 加えて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備等に対する交付金交付率の拡大を要望する。
提案理由	・廃棄物施設は老朽化が進み、早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、交付金収入を見込んだ整備計画を策定している。 ・建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要する。 ・「廃棄物処理施設整備計画」の新計画において、「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられ、財源が必要である。 ・廃炉となった焼却施設単体での解体工事は対象外であるが、廃焼却施設の放置は崩壊・倒壊等の危険性があり、解体は喫緊の課題である。 ・解体工事への交付は新施設竣工の年度の末日から３年以内に解体着工が必要であり、かつ、交付対象が整備した施設と同数に限定される。 ・既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていない。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分が交付対象となっていない。 ・特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等、多額の費用が必要となる。

	・し尿処理施設の移転改築工事における旧施設の解体撤去工事は、現地建替や工法が複雑になることから多額の費用が必要となる。 ・プラスチック使用製品廃棄物の一括回収は再資源化の促進や循環型社会の形成を推進・継続する上で重要であり、喫緊の課題である。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に取り組むためには、新たな施設の建設や設備の導入のための財政支援が必要である。
現況及び課題等	【長野市　長野広域連合】 ごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分は交付対象外であることから、構成市町村において莫大な費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の対象外であり、その費用を一般財源で賄うことは、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 【松本市・塩尻市　松塩地区広域施設組合】 新たなごみ焼却施設の建設計画の策定を進めている。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に、地元対策の周辺環境整備に要する費用等や既存施設の解体工事の一部は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、より多くの事業が対象となるよう交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。 また、松本市が進めている最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建築物が交付対象設備となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、アスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、解体作業の交付対象範囲が限られているため、交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 【上田市　上田地域広域連合】 上田地域広域連合では、３クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。令和７年に環境影響評価を完了し、地元合意が得られ、施設建設に向けた取り組みを進めている。また、当市では、令和３年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみ堆肥化施設）整備に向けた事業の検討を進めている。新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存３クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が限定されており、大きな財政

	負担が生じることとなる。広域連合及び当市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。 【須坂市】 「マテリアルリサイクル推進施設」の交付率は対象事業費の３分の１となっている。財源確保が大きな課題となっている。 【伊那市　上伊那広域連合・伊那中央行政組合】 不燃物・粗大ごみ処理施設「鳩吹クリーンセンター」は、平成28年度末をもって停止し既存施設と統廃合したため解体撤去が必要である。伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）の運営するし尿処理施設「伊那中央衛生センター」は、老朽化により隣接地に令和９年度から稼働できるよう移転改築を進めている。解体工事には公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用予定であるが資金手当てのみとなっており、本体工事の起債償還に加え環境整備には特定財源がないことから、構成市町村に多額の費用負担が発生し行政運営への影響が懸念される。 【大町市　北アルプス広域連合】 大町市、白馬村及び小谷村の３市村によるごみ処理広域化を進めており、現在最終処分場の第３期埋立地の建設工事を予定しており、令和６年度から基本設計業務等に着手しており、令和８年度完成を目指し事業を進めている。 廃棄物施設の建設にも環境影響等に十分配慮した施設整備が必要となり、設備の建設には多額な費用が必要となる。その財源を確保する上で交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ３市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。 【茅野市　諏訪南行政事務組合】 茅野市、富士見町、及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで処理しているが、老朽化が進み、更新時期を迎える中、今後、整備を進める必要がある。 諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、老朽化のため解体を進める必要があるが、財源確保が課題となっている。 【佐久市　川西保健衛生施設組合】 新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既

	設ごみ焼却施設の２施設が閉炉となっている。内１施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの１施設は、交付対象とならないことから公共施設等適正管理推進事業債を活用し、今年度より解体工事を実施している。物価高騰の影響も受け、多額の解体工事費をすべて負担しなければならない状況であることや活用できる起債が時限的なものであることから、制度改正により全額交付対象とするよう要望する。 　廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用についても、交付金の対象とするよう要望する。 【安曇野市　穂高広域施設組合】 　令和３年３月から新ごみ処理施設が稼働している。しかし、旧ごみ処理施設解体に係る財源の確保が大きな課題となっており、旧施設の解体が遅れている。旧施設の解体が遅れた場合、今後の施設管理や景観確保、並びに新施設の補修や修繕等が重複した場合には、財政負担が一層増加することが懸念されている。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱

議題26

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="5">□ 新　規　　■ 再提案　　（R8・4・22　第158回総会；佐久市,小諸市）</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="3">■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの
□ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの
□ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　）</td><td>分野</td><td>■ 総務文教
□ 社会環境
□ 経済
■ 危機管理建設</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望先</td><td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td colspan="3">総務省</td></tr>
<tr><td>□ 県</td><td>担当部局課室</td><td colspan="3">危機管理部　消防課、総務部　財産活用課</td></tr>
<tr><td>■ その他</td><td>名　　称</td><td colspan="3">ＮＨＫ（日本放送協会）</td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5">消防等の公用車両に係るNHK受信料の免除について</td></tr>
<tr><td>提案市</td><td colspan="5"><u>佐久市</u>、小諸市</td></tr>
<tr><td>提案要旨</td><td colspan="5">NHK受信料の免除対象については、現行の放送法並びに日本放送協会受信料免除基準において、主に社会福祉施設、学校、公的扶助受給者、障害者世帯などに限定されているが、消防等の緊急・災害出動を主目的とする公用車両についても対象とすることを要望する。</td></tr>
<tr><td>提案理由</td><td colspan="5">消防車両等に搭載されているテレビ機能付きナビゲーションは娯楽視聴が目的でなく、緊急対応や災害情報など地域住民の安全確保のために運用されているものである。特に緊急消防援助隊として他県への応援出動する際には避難情報や気象情報など放送による災害情報を迅速に得るために使用する場合があるため、公務に限定して使用する装備に対し、単に受信可能な機器があるという理由からNHK受信料の義務を課す現行制度について見直しを図る必要がある。</td></tr>
<tr><td>現況及び課題等</td><td colspan="5">全国的にテレビ受信機能付きナビゲーションを搭載した公用車において、NHKの受信契約がされておらず、未払いが相次いでいる。小諸市並びに佐久市を含む佐久広域連合消防本部、また各署で保有する44台全ての車両で受信契約が未締結であることが確認され、過去に遡って支払う場合、公費で400万円余の負担が見込まれる。現在、テレビ受信機能を使用しないようアンテナを外す等の対策を取るが、災害時や他県への応援出動時には、避難情報や気象・災害情報をリアルタイムに取得する必要がある。しかしながら、受信可能な機器があるだけで、NHK受信料の義務を課す現行制度は消防等の救急出動を主目的とする公用車両の実態と目的、そして財政・運用上における支障の観点から大きな課題がある。</td></tr>
<tr><td>関係法令</td><td colspan="5">放送法、日本放送協会受信料免除基準</td></tr>
</table>